

**答 申 書**  
**( 答 申 第 346 号 )**  
**令和3年(2021年)12月22日**

---

**1 審査会の結論**

北海道警察本部長が、行方不明者届受理票(乙)、行方不明者事案指揮簿及び行方不明者発見票に記載されている審査請求人以外の個人に関する個人情報の一部を非開示としたことは、妥当である。

**2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨**

別紙のとおり(省略)

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、「娘が行方不明になったことについて、令和〇年〇月〇日に、私が〇〇警察署に届出したことで作成された「行方不明者届受理・登録票(甲)」、「行方不明者届受理票(乙)」、「行方不明者届出書」、「届出人の皆様へ」、「行方不明者事案指揮簿」及び「行方不明者発見票」に記載されている私〇〇〇〇の個人情報」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、審査請求人(以下「請求人」という。)に係る「行方不明者届受理・登録票(甲)」、「行方不明者届受理票(乙)」、「行方不明者届出書」、「届出人の皆様へ」、「行方不明者事案指揮簿」及び「行方不明者発見票」を対象個人情報として特定し、それらに記載されている警察官の氏名及び印影については北海道個人情報保護条例(平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。)第16条第2項第2号に規定する非開示情報に該当し、また、前記対象個人情報に記載されている請求人以外の個人に関する個人情報の一部については同項第1号で適用する同条第1項第2号に規定する非開示情報(以下「1項2号情報」という。)に該当するとして、令和3年6月25日付け道本安対(行)第41号で個人情報一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

請求人は、本件処分において非開示とされた情報のうち、「行方不明者届受理票(乙)」、「行方不明者事案指揮簿」及び「行方不明者発見票」に記載されている請求人以外の個人に関する個人情報(以下「本件情報」という。)の開示を求めていることから、実施機関が本件情報を非開示としたことの妥当性について、以下検討する。

(3) 1項2号情報の該当性について

ア 条例第16条第2項第1号で適用する同条第1項第2号は、開示請求者以外の個人に関する個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるものを非開示情報として定めている。

なお、当該個人の正当な利益が侵されるかどうかについては、具体的には、開示請求者と当該個人との関係や当該個人情報の内容等を勘案して個別に判断されるものであり、個人の正当な利益を侵すおそれがない場合としては、次のような場合が考えられるとされている。

(ア) 開示請求者が当該個人情報を知り得る立場にあることが明らかである場合

(イ) 当該個人情報が何人でも知り得るものである場合

(ウ) 当該個人の同意が得られた場合

イ 請求人は、実施機関が本件情報を1項2号情報に該当するとして非開示としたことが不服であるとして、概ね次のとおり主張する。

(ア) 請求人は行方不明者(以下「本件行方不明者」という。)の親権者であり、民法(明治29年法律第89号)第821条に基づき親権者の指定する場所に居所を定めなければならないと規定さ

- れており、未成年者である本件行方不明者は親権者に居所を秘匿することは法律上できない。
- (イ) 親権者の親権の行使に問題があるのであれば、本件行方不明者を匿っている弁護士が家庭裁判所に親権の停止を申し立てるなど合法的に保護すべきであり、不当に請求人の親権の行使を妨げ続けている。
  - (ウ) 本件行方不明者を匿っている弁護士に親権者の親権の停止を申し立てる理由がないことは明らかであり、請求人に虐待やパワハラなど社会的に許されない行為は存在しないことは明らかであり、本件行方不明者が現住所を秘匿する理由はない。
  - (エ) 本件行方不明者の現住所を秘匿することで得られる利益は皆無であり、現住所を開示することによって得られる利益は計り知れないだけでなく、デメリットも一切ない。
- ウ 実施機関は、本件情報が1項2号情報に該当するとして非開示としたことは適法・妥当であるとして、概ね次のとおり主張する。
- (ア) 「行方不明者届受理票(乙)」は、〇〇〇〇〇〇警察署(以下「〇〇警察署」という。)において、請求人から行方不明者の届出を受理した際に、行方不明者発見活動に関する規則(平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。)第7条第1項各号に掲げる事項について、請求人から聴取した内容に基づき、行方不明者届受理・登録票(甲)とともに作成した文書であり、本件行方不明者の発見活動に必要な情報のほか、本件行方不明者を発見した際の経過等が記録されている。
  - (イ) 「行方不明者事案指揮簿」は、〇〇警察署において、請求人から届出を受理した本件行方不明者の捜索、発見活動等の経過を明らかにするために作成した文書であり、行方不明者届の受理状況、発見活動の指揮及びその結果等が記録されている。
  - (ウ) 「行方不明者発見票」は、〇〇警察署において、本件行方不明者を発見した際に、その経過を明らかにするために作成した文書であり、本件行方不明者を発見した際の状況等が記録されている。
  - (エ) 前記(ア)から(ウ)までの文書のうち1項2号情報を適用して非開示とした部分には、本件行方不明者の発見日時、発見場所及び発見の経緯の一部が記録されており、当該部分には、本件行方不明者の居所が推測される情報や本件行方不明者の発見活動で得た開示請求者以外の個人に関する情報及び本件行方不明者の申立て内容が記録されている。
  - (オ) 本件行方不明者は、請求人に居所が知られることを望まない意思を示していることから、本件情報は、請求人と利益が相反する関係にあると認められる開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することによって、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあり、また、請求人が当該情報を知り得る立場にあることが明らかであるとは認められないため、1項2号情報に該当すると判断したものである。
  - (カ) 民法第821条は、親権者による監護・教育の実を上げるために、「子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。」として、子に対する親権者の居所指定権を規定するものであって、この規定により、実施機関が把握した子の居所等の情報を、親権者に対して開示する義務を負うものと解することができないから、請求人の主張は認めることができない。
- エ 以下、本件情報の1項2号情報該当性について、当審査会の考え方を詳述する。
- (ア) 当審査会において、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例(平成17年北海道条例第7号)第7条第1項の規定に基づき、本件処分による非開示部分を含めて本件開示請求に係る対象個人情報を見分したところ、本件情報は、実施機関が請求人からの行方不明者の届出を受理し、本件行方不明者の発見活動で得られた、本件行方不明者の発見日時、発見場所及び発見の経緯が記録されており、また、本件情報は、実施機関が本件行方不明者の発見活動で得た、請求人以外の個人に関する個人情報であることが認められる。
  - (イ) 規則第25条によると、警察職員は、行方不明者を発見したときは、速やかに、当該行方不

明者を発見した場所を管轄する警察署長に報告しなければならないとされており、同条第2項においては、警察署長が行方不明者を発見した旨の報告を受けたときは、当該行方不明者及び届出人の意思を尊重しつつ、当該行方不明者に対して、届出人に連絡するように促すなどの措置をとらなければならないとされている。

しかしながら、前記(3)のアのとおり、開示請求者以外の個人の正当な利益が侵されるかどうかについては、具体的には、開示請求者と当該個人との関係や当該個人情報の内容等を勘案して個別に判断される所、請求人の主張によれば、本件行方不明者から請求人に対する連絡が途絶えている状態は継続しており、審査請求書や反論書における請求人の主張から、請求人と本件行方不明者との間には何らかの軋轢が生じていることが伺われることや、本件行方不明者の発見から半年程経過しているといった事情をも考慮すると、本件行方不明者が何かしらの意思を持って請求人との連絡を絶っているものと認められる。

(ウ) また、規則第26条第1項柱書によると、行方不明者が発見された場合には、届出人に対して、発見された日時、場所、状況その他必要な事項を通知しなければならないこととされている一方、同項ただし書は、当該行方不明者の意思やその他の事情を考慮し、適当と認めるときは、届出人に対し、発見日時等を通知しないこと又は通知する事項を限ることができることと規定しており、これを本件に当てはめると、実施機関が本件行方不明者の発見活動で得た情報であっても、本件行方不明者にとって不利益となるような情報は請求人に通知されない場合もあることを意味するものである。

(エ) なお、本件においては、本件行方不明者の正当な利益を侵すおそれがない場合、つまり、前記(3)のア(ア)から(ウ)までの場合に該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件情報については、請求人と利益が相反する関係にあると認められる請求人以外の個人に関する情報であり、開示することにより、請求人以外の個人の正当な利益、すなわち請求人以外の個人である本件行方不明者の正当な利益を侵すおそれがあると認められるものというべきであるから、1項2号情報に該当するものと判断する。

#### (4) 請求人のその他の主張について

請求人は、自分が本件行方不明者の親権者であることに基づき、民法第821条の規定を根拠に主張するとともに、「北海道警察本部は非行行方不明者の意思だけで判断して請求人に情報を開示していない。」(反論書2ページ6行目及び7行目)などと主張する。

しかしながら、民法第821条の解釈については前記(3)のウ(カ)の実施機関主張のとおりであるほか、請求人が本件行方不明者の親権者であることに基づく主張については、「親と子であっても、その人格がそれぞれ別個であることは当然であるから、子は、相応の年齢に達した時には、親に対する関係においてもプライバシーを保護される権利を有しているといわなければならないし、(中略)、子が親の干渉を拒み、自己に関する情報を親が入手することに抵抗を覚えるといった事態も容易に予想される」(浦和地方裁判所平成9年8月18日判決)のであって、本件行方不明者の親権者であることに基づく請求人の主張は、その他の主張も含め、本件における条例の解釈適用を左右するものではないから、いずれも採用することができない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和3年9月9日	○ 諮問書の受理（諮問番号 653） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
令和3年9月13日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
令和3年10月6日 （第一部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和3年11月10日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
令和3年12月20日 （第110回全体会）	○ 答申案審議
令和3年12月22日	○ 答申